

介護処遇改善加算に係る情報公表（見える化要件）

令和6年度介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇加算、介護職員等ベースアップ加算に代わり令和6年6月より、「介護職員等処遇改善加算」に1本化されました。
当施設は、算定要件に基づき「介護職員等処遇改善加算Ⅱ」を算定しております。
当該加算を算定するにあたり職場環境等の改善に係る具体的な取り組み（賃金以外）につきましては以下の通り公表します。

職場環境要件について

入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

- ・職場の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・介護職員の心身の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

やりがい働きの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善